



香寺包括だより

担当小学校区：香呂・中寺・香呂南



成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症などの病気や障害によって、物事を判断する力が不十分な方が、安心して暮らせるよう、成年後見人が財産を管理したり、必要な契約を結ぶなど支援し、本人の権利を守る制度です。

	法定後見制度	任意後見制度
契約時期	本人の判断能力が不十分な場合に	本人の判断能力があるうちに
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方
選任	家庭裁判所が後見人を選任補助、保佐、後見の3種類あり	あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）と契約
後見内容	家庭裁判所による監督のもとで後見人が判断する	本人の希望をもとに後見人と内容を定める
後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる（取消権）。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、取消権はない。即効型、移行型、将来型などあり。



最近、物忘れが気になる。お金や財産の管理など先々が不安。

遠く離れて一人で暮らす母。悪質業者に騙されたりしないか心配。

もし将来、認知症になったらどうしよう。

参考）厚生労働省 HP（成年後見制度）、法務省 HP（成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A）

制度を利用する場合、本人・家族の意向や費用等によってメリット・デメリットもあります。また、成年後見制度のほかに、公的サービスや民間サービスもありますので、困っていることに応じて、しっかりと情報収集し、専門家の助言も得ながら考えましょう。

日常生活自立支援事業
（日常的な金銭管理など）

身元保証サービス

遺言

家族信託

財産管理サービス



香寺地域包括支援センターにご相談ください！

社会福祉士がご相談を承ります。

また、成年後見制度については、下記の窓口もあります。

姫路市成年後見支援センター

電話：079-262-9000 受付時間：月～金曜日 8:35～12:00 13:00～17:20





認知症サロンでは

茶話会やレクレーションを通じ、高齢者同士又は高齢者と他の世代等との交流をすすめます。認知症に関する講座や認知症サポーター養成講座も開催しています。継続して参加することで、認知症の早期発見、進行予防又は介護予防等を図ります。

香寺町の「認知症サロン」グループ一覧 R3.11.1現在

	グループ名（地区）	実施日・場所
1	広瀬北認知症サロン気楽会（広瀬北）	毎週木曜10時～ 広瀬北公民館（第2木曜13時～）
2	りんどう藤ヶ台（藤ヶ台）	第2・第4木曜10時30分～ 藤ヶ台公民館
3	楽々会（中仁野）	毎週水曜10時45分～ 中仁野公民館（第5水曜休み）
4	認知症サロン「ゆず」（北恒屋）	毎週月曜10時～ 北恒屋公民館（祝日休み）
5	かすみ会（口須加院）	毎週月曜10時～ 口須加院集会所（第1月曜休み）
6	※ いきいきふれあい会（溝口ホームタウン）	第2・第4月曜9時～ 溝口ホームタウン集会所
7	※ 西野ふれあいカフェ（西野が丘）	月1回、第3日曜10時～ 香呂西野集会所
8	認知症サロン溝口（溝口）	毎週月曜10時～ 溝口公民館（第2月曜休み）

※現在休止中

地域の通いの場は他にも「いきいき百歳体操」があります。

「いきいき百歳体操」は、下記でも見ることができます！

【ケーブルテレビ】 令和4年3月まで、第4日曜日 午前9時～
ひめちゃん 12（地上デジタル 121チャンネル）

【You Tube】 “いきいき百歳体操 姫路市バージョン” で検索
または、右のQRコードからご覧ください。



高齢者の身近な相談窓口

姫路市香寺地域包括支援センター

受託法人：社会福祉法人 徳宗福祉会

地域包括支援センターは、市が設置している高齢者相談窓口です。
まずは、お気軽にお電話ください。自宅にお伺いしての相談にも応じます。

姫路市香寺町中屋 14（香寺事務所 3階）

☎ 079-232-3337

●相談受付時間 平日 8:35～17:20
※緊急時は休日・夜間の相談も可能です。



いつでも気軽にご相談ください

